

経済・府政記者クラブ同時資料配付
京 都 労 働 局 発 表
令和4年11月11日(金)

担 当	京都労働局職業安定部 訓練室
	室 長 長谷川 浩
	室長補佐 玉井 宏明
	TEL 075-277-3224 (ダイヤルイン)

「第1回京都府地域職業能力開発促進協議会」を開催します

～新たに法律で規定された人材育成に関する協議会を開催します～
(開催案内)

京都労働局（局長 赤松俊彦）は、京都府と共催により、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、地域の関係機関等を構成員とする協議会を下記のとおり開催します。

記

- 1 日 時 令和4年11月15日（火） 10時00分～12時00分
- 2 場 所 京都労働局 6階大会議室（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451）
- 3 議 題（予定）
 - （1）令和3年度及び令和4年度上期職業訓練実施状況について
 - （2）令和5年度京都府地域職業訓練実施計画の策定方針について
 - （3）その他
- 4 構成員 学識経験者、事業主団体、労働者団体、職業訓練・教育訓練機関等、職業紹介事業者等

5 地域職業能力開発促進協議会について（別添参考資料）

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
- 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- 三 労働者団体
- 四 事業主団体
- 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
- 六 学識経験者
- 七 その他関係機関が必要と認める者

- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
⑧学識経験者
⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

・・・主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要なスキルも
含め、地域の詳細な人材ニ
ーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、
その他の職業能力開発に関
する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②訓練効果の把握・検証（協議会の下でワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラ
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関